

コラム

約束の期限を守って納税してもらうために

～明治から今へ・時代とともに～

— 平成 26 年度 租税史料室特別展示 —

税務大学校租税史料室研究調査員

今村 千文

◆SUMMARY◆

税務大学校税務情報センター（租税史料室）では、10 万点を超える税に関する歴史的資料（史料）を所蔵しており、これらの貴重な史料を基にテーマを決め、1 年間の期間限定の「特別展示」や「常設展示」で史料を展示している。（<http://www.nta.go.jp/ntc/sozei/tokubetsu.htm>）

本年度の「特別展示」は、国と地方自治体が行った様々な納税奨励策をその時代背景にも触れながら、「約束の期限を守って納税してもらうために ～明治から今へ・時代とともに～」と題して、平成 26 年 10 月 1 日から行っている。

本稿は、本年度の「特別展示」について、国税徴収法のもとでの納税奨励策を当時の徴収システムと絡ませながら概観し、展示史料の写真や図表等を交えながら紹介したものである。（平成 27 年 3 月 31 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

はじめに	216
1 近代の国税徴収法	217
(1) 市町村徴収委託制度	217
(2) 市町村交付金	219
2 明治	221
(1) 滞納の主な理由	221
(2) 納税奨励策	222
3 大正	224
(1) 税務の民衆化	225
(2) メディアの発達	225
4 昭和（戦前期）	226
(1) 納税デーと納税週間	226
(2) 源泉徴収制度と納税組合	228
5 戦後～現在	229
おわりに	230

はじめに

税務大学校税務情報センター(租税史料室)では、税に関する貴重な歴史的資料(史料)を収集所蔵し、一部は2階展示室で展示に供している。弊室は、税制や税務行政の歴史について通年展示している常設展示のほか、特定のテーマを設定し1年間限定で行う特別展示を行っている。

平成26年度の租税史料室の特別展示では、国と地方自治体が行った様々な納税奨励策をその時代背景にも触れながら、「約束の期限を守って納税してもらうために～明治から今へ・時代とともに～」と題して、展示を行っている。

なお、本展示の構成は以下のとおりである。

A面：市町村徴収委託制度の導入

—明治時代—

B面：税務の民衆化

—大正時代—

C面：源泉徴収制度の導入

—昭和初期—

D面：戦後の納税奨励

—戦後から現在—

納税奨励についての論考は、渡部照雄氏が大正期の納税奨励策について、丸亀税務監督局の局報を利用して実際にどのような施策が行われたのか紹介したもの^①のほか、牛米努氏による日露戦争に伴う非常特別税をきっかけとする徴収制度の見直し(帳簿の整理方法、納税場所の増加など)と合わせて納税奨励策を考察した論考^②、大正デモクラシー期の納税奨励策について、所得税の申告奨励という具体的な面から考察したもの^③が挙げられる。

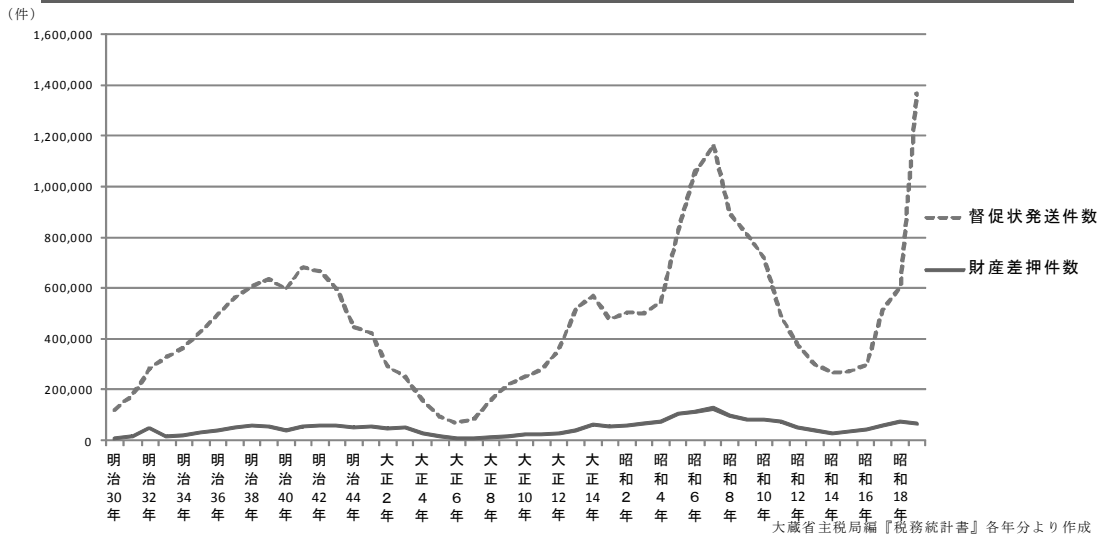
本年度の特別展示は、両氏の論考を参考にしながら、国税徴収法のもとでの奨励活動を当時の徴収のシステムと絡ませながら概観することを目的としており、本稿では、この特別展示の内容を一部再構成しながら紹介する。

次の**グラフ1**は、明治30年から昭和18年までの全税目の督促状発送件数と財産差押件数を表したものである。数値は、基本的には景気の動向や増税などを反映して上下しているが、この2本の線の動きを見比べたとき、大正時代を除いて、督促状発送件数と財産差

押件数とに、大きな差があるのが確認できる。つまり、督促状を受け取ってから財産差押に至るまでに納税する人が何十万人もいたのである。彼らの多くが、資力はあるが期限内納税を怠る人たちだったのである。

【グラフ1】

督促状発送件数と財産差押件数の動き(全税目)



そこで国は納税奨励に着手することになるのであるが、その理由としては、税務署にとっては、多い時には約百万通もの督促状を作成して発送するのは煩瑣であり、徴税コストの面から期限内納税を推進して督促状発送などの滞納処分を抑えたかったことが挙げられる。

つまり、近代の納税奨励の主目的は期限内納税を推進することであった。しかし、昭和に入ると滞納が増加し、国や地方の税収が悪化するようになると、納税奨励の目的には、滞納となった税の完納の推進も含まれるようになった。

なお、本稿の納税奨励は基本的には前者の期限内納税推進を目的としており、そのため本稿で言う「滞納」は、基本的に納付の期限

(納期限)を守らないことを指すこととする。

1 近代の国税徴収法⁽⁴⁾

近代の納税奨励は、税務署あるいは税務監督局と地方自治体とが協力して行っていたが、これは、近代の国税徴収法では一部の直接国税は、市町村に委託して徴収するという制度(市町村徴収委託制度)が採られていたためである。

納税奨励について触れる前に、当時の徴収の制度の特徴についてまず確認しておく。

(1) 市町村徴収委託制度⁽⁵⁾

ここでは、近代の国税徴収法の沿革とその特徴について簡単に確認する。

明治維新後、国税の徴収は府県や郡区長等

が行っていたが、国税の徴収に関する一般的な法規定を欠いていた。明治 21 年（1868）に市制町村制が公布され翌年に施行されるに合せて、明治 22 年に国税徴収法が制定された⁶⁾。市町村には個人を対象とした直接国税の徴収の義務があるとされ、同年の施行規則では、市町村が徴収すべき税目などが規定された。

なお、明治 22 年の国税徴収法における市町村委託制度の規定は以下のとおりである。

第二条 市町村ハ其市町村内ノ地租ヲ徴収シ、之ヲ金庫ニ納付スルノ義務アルモノトス
前項ノ事務ニ関スル費用ハ市町村ノ負担トス

第三条 其他ノ国税ハ勅令ヲ以テ命スルトキハ前条ノ例ニ依ル

前項ノ場合ニ於テハ徴収金額ノ百分ノ四ヲ其市町村ニ交付スヘシ

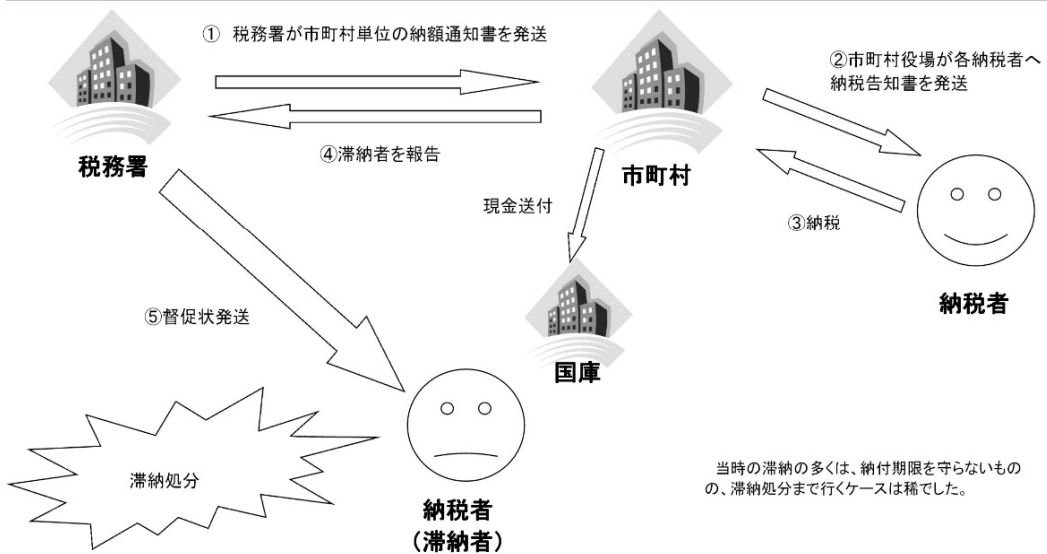
この時、市町村が徴収するよう勅令で指定された税目は地租のほか、所得税、自家用料酒鑑札料、菓子税（のうち製造税、製造営業税、卸売営業税、小売営業税）、煙草税（のうち製造営業税、仲買営業税、小売営業税）、売薬税（のうち営業税）、船税、車税、牛馬売買免許税及び銃猟免許税である。

その後、明治 29 年に営業税が国税として創設され、同年には税務署が創設されたのだが、その翌年の明治 30 年には国税徴収法が全面改正された。

第五条 市町村ハ其ノ市町村内ノ地租及勅令ヲ以テ命シタル国税ヲ徴収シ、其ノ税金ヲ国庫ニ送付スルノ責任アルモノトス

前項地租徴収ノ費用ハ其ノ市町村ノ負担トシ、其ノ他ノ国税ハ其ノ徴収額ノ百分ノ四ヲ其ノ市町村ニ交付スヘシ

市町村徴収委託制度のしくみ



この時、市町村が徴収するよう定められた税目は、地租、所得税、営業税、自家用酒税、売薬営業税である。これらの税目は、以降も時代が変わるに従い変化していった。この明治 30 年の改正国税徴収法の中の市町村徴収委託制度に関する箇所は、戦後の昭和 22 年（1947）まで継続していくこととなる。なお、今後述べる国税徴収法は、基本的にはこの明治 30 年の改正国税徴収法を指すこととする。

市町村徴収委託制度のイメージは、4 頁の図（市町村徴収委託制度のしくみ）のとおりである。

基本的に税務署は、その市町村が集めるべき税額を市町村に通知し（納額通知書）、それを受けて市町村が納税者に納税告知書を送付した。この告知書を受け取った納税者が納税をするのだが、明治 30 年時点で納税場所は市町村役場や出張所に限られていた。

納期限から一定期間が経っても納税しない者がいた場合、市町村は、税務署へ滞納者を報告し（滞納報告）、滞納報告を受けた税務署は、滞納者へ督促状を発送する。督促状を受領した滞納者は滞納税額と督促状発送手数料の 10 銭を納めることとなるが、それでも納税しない場合は、財産差押処分などが行われていた。なお、明治 30 年の改正国税徴収法では、税務署が督促状を発送するところから滞納処分としていた。

このように、市町村に個人を対象とする直接国税の徴収が義務付けられた以上、市町村は、納税奨励に参加することが求められたのである。

では、なぜ、資力があるのに納税をしない人が多数いたのであろうか。理由は、納税場所の少なさと、制度の不備が挙げられる（後述）。

4 頁の図のように、個人を対象とした直接国税の徴収に限ると、納税者は滞納しない限り税務署と接点を持たないような形であった（ただし、調査などで納税者と税務署とが直

接会うということはあるが。）。

（2）市町村交付金

さて、先ほど明治 30 年の改正国税徴収法の条文を見たおりに、市町村に国税の徴収義務があるとされたが、その徴収に係る費用の負担を支弁するために、国から交付金が支給された。交付金額は、市町村が徴収した金額の 4%とされたが、この徴収額に地租は含まれていなかった。当時の大蔵省は、地租が含まれていない理由について、地租は旧幕時代の年貢からの伝統があり徴収の負担は旧幕時代から変わっていないが、所得税や営業税は、明治になってからできた税目であり負担が増しているため、交付金を払う必要がある、としている⁷⁾。

しかしながら、実際は納税者数で考えた場合、地租の納税者数は所得税や営業税の納税者数よりもはるかに多く（6 頁の表 1）、納税告知書の作成・発送だけでも事務負担はさらに多くなる。しかも、所得税や営業税の場合は税務署が納税者一人ずつの納税額を徴税令書で市町村に通知するのに対し、地租の場合、税務署は各市町村の合計税額しか通知せず、市町村が名寄帳をもとに納税者の税額を調べて通知するというもので、手数自体もはるかに多かった。そのため、地租も交付金の対象とするよう、何度も帝国議会で衆議院を中心に議員から法案が提出されたり、建議書が提出されたりした。

その後、昭和 22 年に市町村徴収委託制度が廃止されるまでに、交付金の制度は何度も改正されたのだが（6 頁の表 2）、それが拡充されるたびに、市町村は納税奨励に力を入れるよう求められた⁸⁾。

【表1】市町村が徴収した国税の主な税目とその納税者数

	地租納税者数 単位:人	所得税納税者数 (個人) 単位:人	営業税納税者数 単位:人	督促状発送件数 単位:件
明治38年	8,301,154	761,543	499,977	608,633
大正6年	10,168,728	1,046,854	419,047	73,502
大正13年	11,160,690	1,874,390	1,033,059	521,117
昭和7年	10,131,165	732,934	719,072	1,166,809
昭和18年	8,134,753	4,898,695	—	603,300

出典：大蔵省主税局編『統計年報書』

【表2】市町村交付金の変遷（明治30年以降）

明治30年 (※)	地租	交付金なし
	地租以外の対象税目	徴収金額の4%
明治44年 (※)	地租	徴収金額の0.7%
	地租以外の対象税目	徴収金額の4%
大正3年 (※)	すべての対象税目 (徴収金額比例分)	徴収金額の3%
	すべての対象税目 (納税告知書発送分)	納税告知書1通につき2銭
昭和11年 (※)	すべての対象税目 (徴収金額比例分)	人口200万人以上の市…徴収金額の1%
		人口100万人以上200万人未満の市…徴収金額の1.5%
		人口50万人以上100万人未満の市…徴収金額の2%
		人口20万人以上50万人未満の市…徴収金額の2.5%
		人口20万人未満の市および町村…徴収金額の3%
	すべての対象税目 (納税告知書発送分)	納税告知書は1通につき市は2銭、町村は6銭
昭和15年 (※)	すべての対象税目 (徴収金額比例分)	人口200万人以上の市…徴収金額の0.4%
		人口100万人以上200万人未満の市…徴収金額の0.7%
		人口50万人以上100万人未満の市…徴収金額の1%
		人口20万人以上50万人未満の市…徴収金額の1.5%
		人口20万人未満の市…徴収金額の2%
		町村…徴収金額の3%
	すべての対象税目 (納税告知書発送分)	納税告知書は1通につき市は2銭、町村は6銭

出典：各年分の内閣印刷局『法令全書』

※明治30年法律第21号、明治44年法律第32号、大正3年法律第12号、昭和11年勅令第333号、昭和15年勅令第664号（交付金の交付割合については、昭和11年の国税徴収法改正までは国税徴収法第5条に規定されていたが、昭和11年以降は、国税徴収法施行規則（勅令）第6条で規定されるようになった）。

内国税の徴収経費に占める市町村交付金の比率を見た場合、時代を追うにつれその比重は増していき、ほぼ半数近くを占めるようになった（明治30年時点で約15%、大正3年で約50%、以後、40%前後を推移）。逆に見れば、市町村側から見た場合、市町村交付金という収入は、市町村財政にとって重要な位置を占めていたと考えられる。

以上の明治30年の改正国税徴収法の特徴

を念頭に置きながら、この後、各時代の納税奨励の変遷を紹介していくこととする。

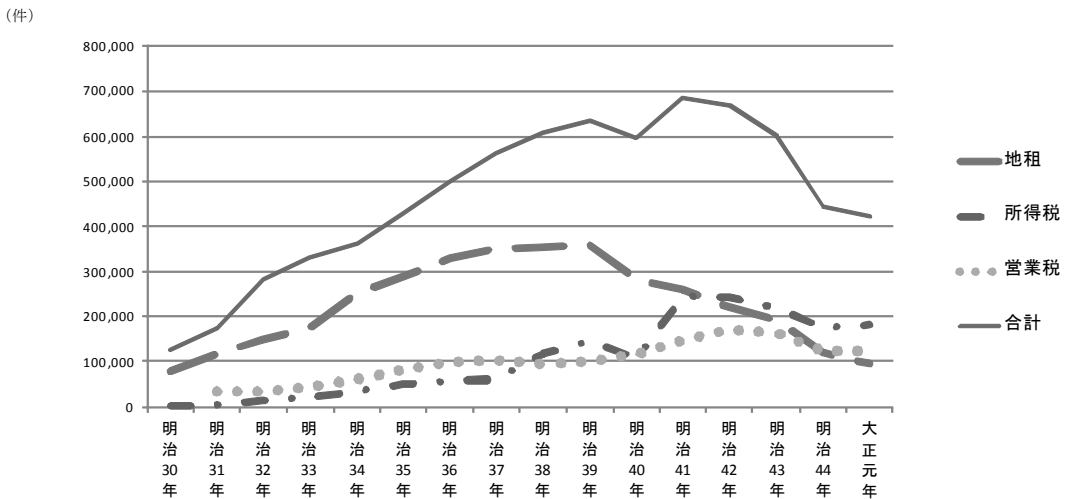
2 明治

明治期の納税奨励の背景には、何があったのであろうか。

次のグラフ2は、市町村が徴収していた税目の明治期の督促状発送件数を表したものである。

【グラフ2】

税目別督促状発送件数(明治期)
(地租、所得税、営業税)



大蔵省主税局編『税務統計書』各年分より作成

日露戦争の戦費調達のために課税された非常特別税は、日露戦争後もそのまま継続して課税されることとなり、それに応じて督促状発送件数も増加し続けた。このような状態に鑑みて、期限内納税を勧める納税奨励が強化され、明治40年の督促状発送件数は大きく減少した。

日露戦争後の日本は、企業勃興期に入っていたが、明治40年にアメリカで発生した恐慌が翌年には日本にも波及したため、所得税

の滞納が急増し、地租に並んだ。

(1) 滞納の主な理由

では、当時の滞納の理由について現場の人間がどのように認識していたのか、さらに詳しく確認しておこう。明治42年の大阪税務監督局が発行した内部向け雑誌『財務』第2号に掲載された大阪監督局属の記事「大阪市民の国税滞納を論ず」を参考に確認してみよう。

この論文の筆者である岩切左内は、大阪市内で発生する滞納の原因をいくつか挙げている。一つは、納税場所が圧倒的に少ないこと（「徴税機関の不備」）、二つ目は「金利主義」、そして「公義心の欠乏」である。「公義心の欠乏」は、納税意識の欠乏と同義と思われるが、それ以外は何を指すのであろうか。

「徴税機関の不備」についての岩切の分析は以下のとおりである。

大阪市内の所得税納税者数は 40,676 人で営業税納税者数は 27,196 人、地租納税者数が 23,706 人である。最も納税者数が多い納期は 11 月納期で、所得税と営業税合わせて 67,872 人も納税者が大阪市の 4 つの区役所と数か所の出張所に殺到することになるのである。そのため、区役所に出向いても納税することができない納税者が現れ、ひいては滞納へつながることを岩切は指摘した。この「徴税機関の不備」は、大阪市内に限らず全国の大都市部で深刻な問題となっていた。

また、岩切の言う「金利主義」とは、財産差押のギリギリまで滞納し、その税金を銀行などに預け、その金利で儲けるような納税者の態度を指している。明治 30 年の改正国税徴収法には延滞金の制度がなく、滞納者はいくら滞納しても財産差押の直前までに納税すれば督促手数料の 10 銭を徴収されるだけであったため、このような者が頻出したのである。

この「徴税機関の不備」と「金利主義」こそが、資力があるのに滞納する人々が多い理由であり、いわば改正国税徴収法の制度上の不備であった。これを防ぐために、岩切は過怠金制度の導入や郵便振替貯金の推進を提唱した。

なお、岩切が指摘するような納税意識の欠如や納税場所の少なさなどは、この時期だけではなく以後の時代でも大きな課題であった。

（2）納税奨励策

近代の納税奨励策は、大きく二つに分けら

れる。

一つのカテゴリーは、どの時代も共通する奨励策である。これは、納税組合や督励員の設置、あるいは納税袋類の配布である。

もう一つのカテゴリーは、各時代の背景を色濃く反映した奨励策である。特別展示では、このカテゴリーを重点的に紹介しているが、本稿では、これら二つのカテゴリーに係る各奨励策について紹介をしていく。

① 延滞金制度の導入

明治 22 年における国税徴収法の制定当初、市町村交付金につき、地租のみが交付金の対象外とされていたが、地租も交付金の対象とするよう、帝国議会でも地方選出議員等から要望が出ていた。

明治 44 年に、議員立法により国税徴収法が改正され、地租の徴収金額の 0.7% を市町村に交付することとなった⁹⁾。この審議の際に、悪質な滞納者には督促手数料のほかに延滞金も課すべきという提案がなされ、承認された。

この延滞金の制度は、「近来此税ノ徴収ガ増スニ連レテ滞納者ガ非常ニ殖エタ、ソレモ事情困難デ滞納スルト云フコトデアレバ格別デアルガ、穢ク申セバ日歩勘定ヲシテ、大金ヲ納メル資力ノ有ル人ガ督促ヲ受ケテモ出サナイ、滞納処分ニモ及ボウト云フ場合ニ俄カニ納メルト云フ悪弊ガ近頃起ッテ来ル¹⁰⁾」という風潮を矯正することを目的に導入されたため、すべての滞納者を対象とするのではなく、「是ハ納税金額ヲツノ標準ト定メテ、其程度以上ノモノハ適用スルガ、其程度以下ノモノハ除外スルト云フヤウナコトニナルノガ相当デアラウト思フノデアリマス¹¹⁾」と、充分納税する資力があるとみなされる、一定額以上の納税額を負う納税者が対象とされた。具体的な延滞金の算定基準は明治 44 年 12 月の国税徴収法施行規則改正により、税金額 100 円に付き 1 日 3 銭の割合で納期限の翌日から税金完納または財産差押の前日までの日数によって算出した額を課すとした。延滞金の対

象者も、滞納に酌量すべき情状があると認められた場合や、納税告知書1通に記載された税金額が20円未満の場合などは除外された。この改正は、7頁の**グラフ2**からも督促状発送件数が減少しているのが確認できるので、一定の成果を上げたといえよう。

特別展示では、東京税務監督局が東京市に対し、延滞金を徴収するに当たり市内各区役所から税務署へ送付する滞納報告書について、1期の納額20円未満と20円以上とで区別して書くよう、東京市内各区へ周知してほしい旨の照会をし、それが認められたことを東京税務監督局が管内税務署へ通知した通達を展示している。

② 郵便振替貯金の採用

納税場所の不足は、特に大都市部で深刻であった。これを解決するため、明治42年に通信省が省令「市公金受払ノ為ニスル郵便振替貯金特別取扱規則」を制定し、市が郵便振替貯金に加入することによりその市が扱う各種国税や府県税市税その他市公金の受払事務を行うようにした⁽¹²⁾。この制度は、同年にまず大阪市が採用し好結果を得たため⁽¹³⁾、以後、京都市、横浜市、神戸市、東京市などの大都市部で採用されていった。

なお、特別展示では明治45年に東京市が郵便振替を採用したことを伝える通達を展示している。

③ 納税組合と督励、納税袋

では、現場ではどのような取組みが行われていたのだろうか。

先に見たように、一部の直接国税の徴収は市町村が行う事となっていたため、納期限内の納税を促す納税奨励には、税務署だけでなく市町村も協力することが必要となる。そのため、税務署は市町村と密接に連絡を取り合うようになった。連絡を取る形式は大きく二つに分かれており、一つは税務署長と市町村長とが行うもので、ここでは税の徴収に関する大まかな方針が話し合わせ、もう一つは税

務署の庶務課長と各市町村の税務主任（国税の徴収などを担当していた）とが行うもので、ここでは、具体的な方策について話し合われていた。

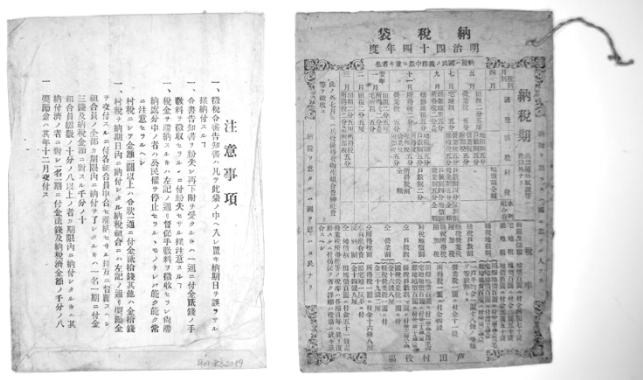
特別展示では、東京税務監督局が明治41年に定めた「市町村国税徴収奨励内規」を展示している。この内規では、税務署長に対して、納税成績の良くない者への納税注意を行うことや徴収した税金を金庫へ送付する際の期限厳守などの管内市町村への注意事項、市町村の国税事務担当員との会合の開催について定められている。なお、この史料では、市町村と取り決めを行う際には「予メ市町村ノ直接監督官庁ニ協議ヲ遂ケ、彼我扞格シタル措置無カラムコトヲ期スヘシ」とも書かれており、市町村の直接の監督官庁（郡や府県）と忌憚のない関係を築く必要性が念頭に置かれていたことがわかる。また、納税組合については、「市町村ノ国税徴収ニ付納税組合等便利ナル設備ヲ為サシムルコトニ注意シ、将来之等ノ施設ヲ為スモノアルトキハ、其ノ時々之ヲ本局ニ報告スルコト」とも書かれており、この時点で納税組合は納税奨励の有力な施設と認識されていたことが確認できる。

さらに、特別展示では、明治42年5月の神戸税務署の報告「徴収事務施設ニ関スル件」も展示している。神戸税務署は管内町村の国税事務担当者とともに、国税事務に関する協議会を開いたのだが、そこでは滞納者数圧縮のためには「処分ニ従事スル人員ヲ増加シ、所謂滞納者ニ追ハルハコトナク滞納者ヲ追フノ手段ニ出ツル外良策ナシ」と、滞納処分に当たる人員を増加することのほか、督励に力を入れていたことが確認できる。

このほか、納期日の忘却や納税用書類の紛失による滞納を防ぐため、各戸に納税袋を配布している市町村もあった（10頁の**史料1**）。

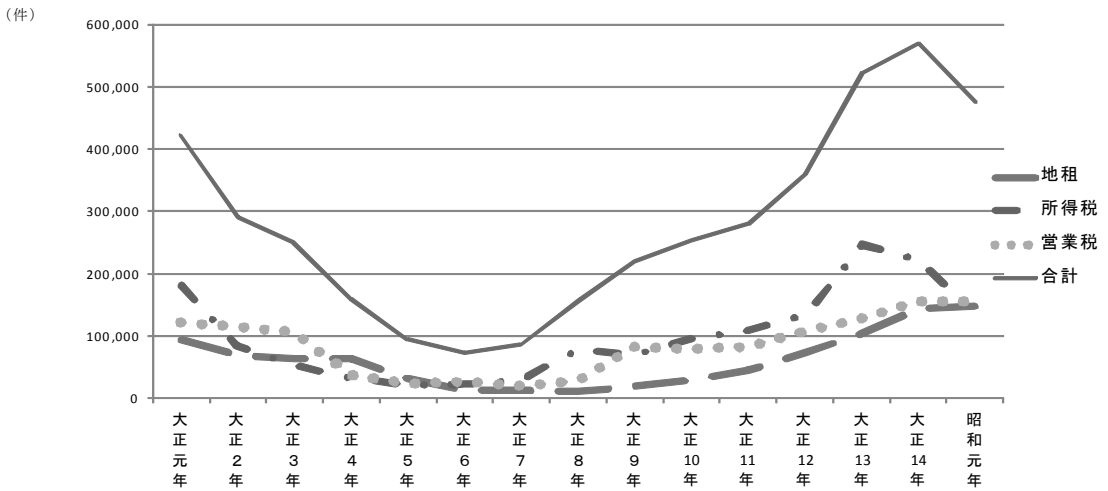
これら納税組合、納税督励、納税袋は、明治期から有力な納税奨励の方法として認識されており、大正、昭和になっても行われた。

【史料1】納税袋



【グラフ3】

税目別督促状発送件数(大正期)
(地租、所得税、営業税)



大蔵省主税局編『税務統計書』各年分より作成

3 大正

大正期の督促状の発送件数は、前のグラフ3のとおりである。

大正期前期は、減少傾向を示している。これは、第1次世界大戦による好景気のほか、大正2年(1913)に行われた所得税の減税などの結果と考えられる。税負担の軽減や納税者数そのものの減少により必然的に督促状の発送件数も減少したと考えられる。

そのような中、大正3年に市町村交付金の制度が大きく見直された。それまでは、徴収税額に応じて交付していたのだが、納税告知書発送件数と徴収税額との2本立てとしたのである。さらに地租もその他の税目と同様の率となった。これにより、市町村交付金の額は前年の大正2年の約310万円から、適用されるようになった大正3年には約480万円に膨れ上がったのである。大蔵省、税務監督局

及び税務署は、市町村に対して交付金の増大した分を納税奨励に充てることを要望した⁽¹⁴⁾。実際に、大正期の初期には交付金の使用を見越して市町村での納税督励規程や納税組合の奨励規程などが多く作られている。

(1) 税務の民衆化

さらに、大正デモクラシーの風潮を背景に、税務署当局で「税務の民衆化」が叫ばれるようになった。

これについては、黒田英雄主税局長（当時）の「税務行政の民衆化と云ふのは、要するに税務の執行振りを所謂官僚の畑から民衆の野に引下すにある。平たく言へばお役所風を廃して、懇切に納税者の味方となつて共に徴税の事務を完成せしむるにある。」という言葉が端的に示している⁽¹⁵⁾。それ以前の、税務署や市町村による働きかけだけでなく、納税者と税務署との良好な空気を醸成することにより、協力関係を築けるようにすることを目的としたのである。

このような空気を表わすものとして、特別展示では、亀戸税務署長の申報書を展示している。亀戸税務署長は、署内事務の改善点の第一に署員の不親切な態度を挙げ、これを改善するために署内に「親切第一」と大書したポスターを掲示することで、署員の反省を促すとともに来客者からは好感を得て、官民協調の実を挙げることを狙ったのである。

(2) メディアの発達

大正時代の特徴の一つに、映画やラジオなどのメディアの発達が挙げられる。この発達したメディアが納税奨励に使用されるようになった。

ラジオは、いち早く税の世界でも利用された。大正14年には、勝正憲東京税務監督局長の講演が放送された⁽¹⁶⁾。大正時代は、ラジオ以外にも演劇など大衆文化が花開く時期でもあり、納税奨励にもこれらが活用された。

なお、先に紹介した亀戸税務署長の申報書でも、「(欧州では)事務能率ノ増進並人格ノ修養上其ノ及ボス処ノ効果頗ル大ナルヲ認識シ、或ハ懸賞ヲ以テ適切ノ標語ヲ募集シ、或ハ美術家ヲ備ヒ其体裁ニ考案ヲ凝ラシ、各膾炙各々其ノ体裁ニ考案ヲ凝ラシ各官庁各会社各々其ノポスターノ優秀ヲ誇リ、其ノ内容ノ実現ニ努力スルコトニ恰モ軍隊カ其ノ軍旗ヲ誇リ軍旗ニ從ッテ進退スルノ趣アリ」と、ポスターの宣伝としての有用性を指摘している。

特別展示では、大正15年に関西三大都市税務協会が、納税標語のほか納税美談、納税宣伝筋書を懸賞募集したポスターを展示している（史料2）。

【史料2】 関西三大都市税務協会のポスター



このような中で注目されるのが、「納税美談」⁽¹⁷⁾である。関西三大都市税務協会の標語類の募集でも、「納税美談」は独立した項目として募集された。なお、この時に1等となったのは、京都市職員による人力車夫の家庭の話を描いたもの⁽¹⁸⁾である。納税美談は、地域によっては明治期の後期から人口に膾炙していたが、中でも当時もっとも有名だった納税美談が「孝子芳松」(史料3)である。

【史料3】納税美談「孝子芳松」



「孝子芳松」は、山形県のある村の11歳の少年芳松が、一家の納税の義務を果たすため、冬場にドジョウを捕って売った金で地租を完納したという実話である。この話は、国民新聞などで取り上げられ全国的に話題となり、「北国の少年」というタイトルで映画化もされた。

しかしながら、多くの人の涙を誘うこのような「納税美談」は、過重な税負担や救済税制の不備といった面の存在を示すことともつながり、そこから現税制への批判へとつながることを懸念する人々もいた。

例えば、青木得三東京税務監督局長は、東京市京橋区の小学校教員向けの講演で納税美談に触れる際、「こういふ話を聞くと、なるほど、その少年少女の行為は、涙なくして聞くことの出来ないほどの美しい物語ではあるが、同時に、『一体、税金はそれほどまでにして徴

収されねばならぬものであらうか。少年をして、寒中泥田に彷徨せしめたり、少女が粒々辛苦の結晶をまで奪ふほど無理なものであらうか』と云ふ考を起すものがあるかも知れませぬ」と、税制に対して疑問を抱かれる可能性を指摘し、さらには「若しもこの少年少女の、いたいけな行為が、税金の苛重から生れたものでありとするならば、之は寧ろ戦慄すべきことであると思ふのであります」と懸念を表わしている⁽¹⁹⁾。

いずれにせよ、当時の世相の一方では納税に関して「美談」が求められ、またもう一方ではその行き過ぎに懸念を抱いていたことは事実であり、当時の特徴と捉えてよいであろう。

なお、納税場所の拡充策の一例として、特別展示においては、浅田銀行が中野町(現在の東京都中野区)に納める税金の取扱いを始めたことをPRするポスターを展示している。

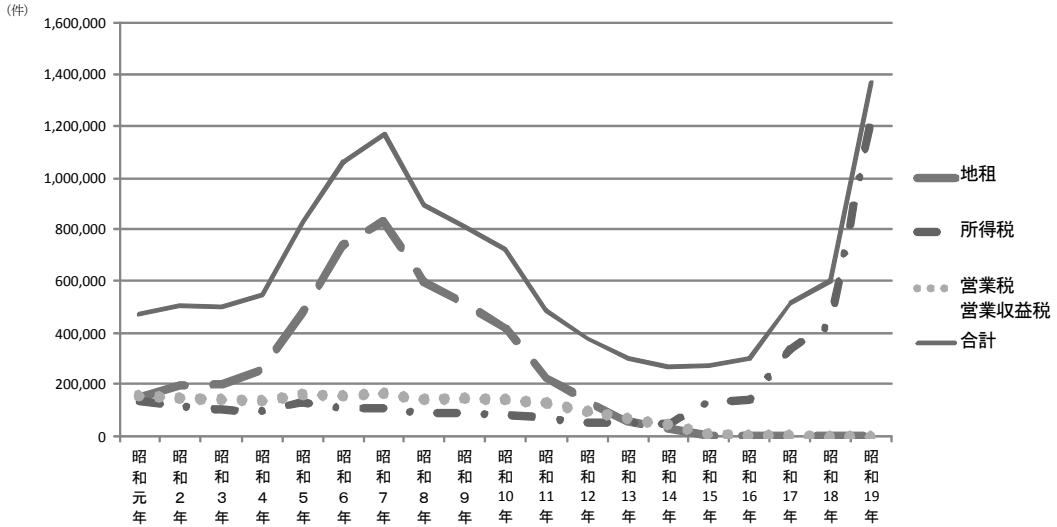
4 昭和(戦前期)

(1) 納税デーと納税週間

大正12年の関東大震災ころから税の滞納は深刻になっていたが、昭和期に入り昭和4年に世界恐慌が発生し、翌年にはその余波である昭和恐慌が発生した。その結果、税の滞納が急増した。昭和恐慌では、生糸を中心とした農産物価格が暴落したため、地租の納税者が多い農村部が大打撃を被った。そのため、滞納も地租が大部分を占めていることがわかる(13頁のグラフ4)。

【グラフ4】

税目別督促状発送件数(昭和初期)
(地租、所得税、営業税)



* 営業税は、大正15年より営業収益税、昭和15年より営業税と変化する。

大蔵省主税局編『税務統計書』各年分より作成

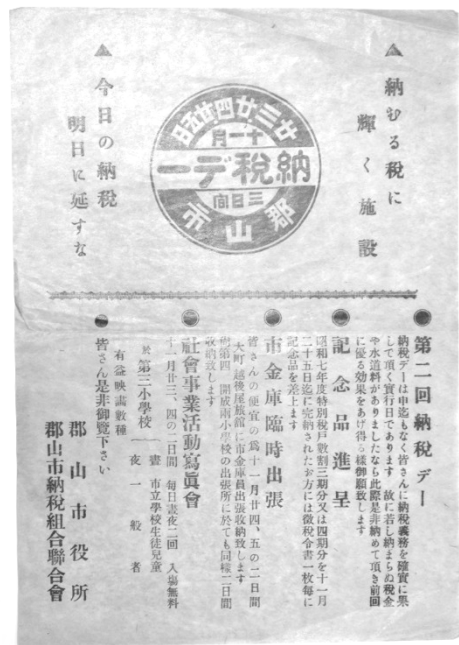
このような背景で、地方自治体を中心として納税デーや納税週間が積極的に催されるようになった。納税デーは、納税思想の涵養や未納分の税の納税を促すこと等を目的に催され、税に関する講演や映画上映などのほか、期間中に納税した者には記念品を配るなどされていた。特別展示においては、郡山市の納税デー開催を周知するポスター、チラシを展示している(史料4)。

つまり、このころの納税奨励は、それまでの納税奨励とその性質が変化したと考えられる。それまでの納税奨励は、期限内に納税してもらうことが主目的であったが、必ず納めてもらうことへ重点が移動したといえる。

また、納税奨励はより大規模化し、市町村だけでなく府県も関与するようになった。

府県が納税奨励に関与するのは、昭和の初

【史料4】郡山市の納税デー周知チラシ



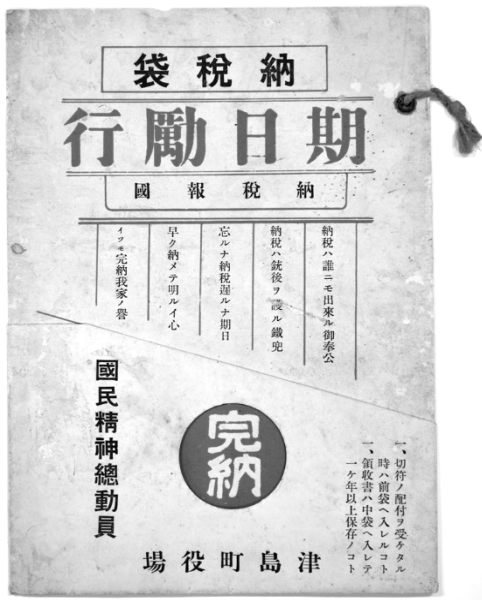
めころからと言われている⁽²⁰⁾。特別展示では、昭和8年の埼玉県第1回納税週間の周知ポスターを展示している。

さらに昭和10年前後になると、府県、税務監督局及び税務署、市町村の三者が協力して大規模な納税週間が実施された。

特別展示では、昭和11年の大阪税務監督局及び翌年の名古屋税務監督局の事例を展示している。大阪税務監督局では、納税に関するラジオ放送が行われたほか、納税に関する「国民歌」の歌詞が公募され、税務監督局職員のほか、西條八十⁽²¹⁾などの著名な文学者による選考が行われた。名古屋税務監督局では、各地で納税に関わる横断幕を市内の目立つ所に張り巡らすと同時に、飛行機から宣伝ビラを散布するなどした。

納税袋も、昭和に入ってからデザイン性が出てきた。袋前部に切れ込みを入れ、そこに納税告知書などを入れることができるようにした。そこから納税告知書を抜き出して納税し、領収書は袋後部に入れ、完納すると前部の切れ込みに完納という文字が出てくるようになったのである（史料5）。

【史料5】納税袋



このデザインは、多くの自治体で採用されていたようである。

なお、市町村交付金の制度は、昭和11年に「大都市ニ於テハ交付金ガ著シク徴収費用ヲ超過シテ居ルノデアリマスガ、町村ハ却テ交付金ヲ以テシテハ徴収費用ヲ償フコトガ出来ズ、尠カラザル不足額ヲ自ラ負担セネバナラヌ状態デアリマス、斯ノ如キハ交付金制度ノ趣旨ニ反スルモノデアリマスカラ、交付金ノ支給標準ヲ改正致シマシテ、市町村ニ対シ是ガ配分ヲ調整セントスル次第デアリマス⁽²²⁾」と、都市と地方との均衡に配慮した大規模改正が行われた。

(2) 源泉徴収制度と納税組合

さて、以上のように納税奨励が大々的にされるようになったのだが、昭和12年の日中戦争勃発から日本は戦時体制へと突入し、その軍事費の調達のため増税がほぼ毎年行われた。税率の増徴だけでなく免税点の引き下げなどがしばしば行われたため、所得税（個人）の納税者数を単純に比較しても昭和10年段階と比べると昭和15年は激増している（15頁の表3）。

【表3】昭和戦前期の地租、所得税、営業税の納税者数

	地租納税者数 単位:人	所得税(個人) 納税者数 単位:人	営業税納税者数 単位:人	督促状発送件数 単位:件
昭和元年	10,143,906	1,128,979	1,078,777	474,659
昭和7年	10,131,165	732,934	719,072	1,166,809
昭和8年	10,201,657	796,840	751,786	891,998
昭和10年	10,319,839	941,604	876,671	720,311
昭和12年	—	1,131,096	964,952	375,090
昭和15年	—	2,785,378	30,144	269,945
昭和18年	8,134,753	4,898,695	—	603,300

出典：大蔵省主税局編『統計年報書』一部分は、『統計年報書』に数値が記載されていないところ

また、13頁の**グラフ4**からも、特に太平洋戦争勃発以降、滞納が増加している模様がうかがえる。この増加した所得税納税者は特に大都市部に集中しており、その捕捉が問題となった。

この問題を解消するため、徴収制度でも大きな改正が行われた。一つは勤労所得に対する源泉徴収制度の導入であり、もう一つは、納税施設法の制定である。

昭和15年に所得税を中心に大規模な税制改正が行われた⁽²³⁾。このときに、納税の簡易化を図ることを目的として勤労所得に源泉徴収制度が導入されたのである。源泉徴収制度は給与所得者などには効果があったが、それから漏れてしまう人々をいかに捕捉するかという問題が生じた。そこで、地域によって捕捉しようという目的から、以前より存在していた納税組合を町内会や部落会と結び付けることが目指され、昭和18年に納税施設法が施行された⁽²⁴⁾。その結果、従来の納税組合が納税団体に再編成され、地域組合と職域組合とに分類されるようになった。

5 戦後～現在

戦後、破たん状態となった経済や悪化する世相の結果、納税成績は著しく悪化した。

そこで、昭和22年12月に国会で「租税完納に関する決議」がなされ、翌年からは国全体を挙げた租税完納運動が実施された。特別展示では、この一環として作成された租税教育用の幻燈(スライド)『ブーブー国』を展示している⁽²⁵⁾。

昭和22年においては、直接国税に申告納税制度が導入され、それに伴い明治期から続いてきた市町村への徴収委託制度も廃止された⁽²⁶⁾。また、GHQの占領下で「税の民主化」が目指され、納税施設法及びそれによる納税組合も民主主義を阻害するものとして廃止に追い込まれた。しかしながらその有用性は認められ、昭和26年には納税貯蓄組合として復活した(16頁の**史料6**)。

【史料6】納税貯蓄組合のポスター



この一方、国税庁を中心に広報活動に力が入られるようになった。昭和 28 年の国税庁の税務運営方針でも「国民の健全な納税思想を確立し、納税者の納得と協力」とを得ることが目指され、広報活動の充実が図られた。これを反映して昭和 29 年に「納税者の声を聞く月間」が開始された。「納税者の声を聞く月間」は昭和 31 年に「納税者の声を聞く旬間」へ、昭和 49 年には「税を知る週間」、平成 16 年には「税を考える週間」となり現在に至っている。

徴収制度・納税制度も納税者の利便性を高めるために進化し、昭和 42 年には振替納税制度が法制化され、平成 15 年にはインターネットバンキングによる納付が導入され、平成 20 年にはコンビニでの納税が出来るようになり、現在に至っている。

おわりに

以上、明治から現在までの納税奨励について概観した。

特別展示においては、期限内の納税を推進

するために行われた、地域や職場を挙げての納税組合活動、延滞金制度などの罰則規定の強化、滞納者への個別督促、納税場所・方法の整備などの実例を各時代の特徴と共に紹介している。また、特別展示では、本稿に掲載した史料のほか、多くの史料を展示しているので、是非ご覧いただきたい。

-
- ① 渡部照雄「納税奨励策について—大正時代を中心に—」(『税務大学校論叢』第 33 号、平成 11 年)。
 - ② 牛米努「日露戦後の納税奨励策について」(『税大ジャーナル』23 号、平成 26 年)。
 - ③ 牛米努「大正期における所得の申告奨励方針について」(『税大ジャーナル』12 号、平成 21 年)。
 - ④ 本稿での時代区分について確認しておく。本稿では基本的に明治 30 年の改正国税徴収法から現在までを扱っているが、市町村徴収委託制度を一つの区切りとしている。そのため、市町村徴収委託制度が廃止される昭和 22 年までを「近代」とし、昭和元年から昭和 20 年までを「戦前」とする。
 - ⑤ 市町村に国税の徴収を委託することについて、語句などは一定していない。そもそも法律上では市町村には一部の国税の徴収「義務」「責任」があるとされており、「委託」や「委任」といった表現は使われていない。しかしながら、義務にも関わらず徴収事務の経費を負担するための交付金が出されていたことなどからも、純粋な「義務」ではなく委任や委託と当時から見ていたようである。大蔵省の編纂になる『明治大正財政史』では委任徴収制度とし、同じく『昭和財政史』(戦後編)では委託徴収制度と呼んでいる。この用語の問題は、国税徴収が市町村にとって義務なのか委任(委託)事務なのかを考える極めて重要な問題ではあるが、本稿では納税奨励の実例を紹介するという展示の趣旨から、この問題には深く立ち入らず、市町村が一部の国税を徴収していたことを行っていた事実を指す言葉として、とりあえず市町村徴収委託制度に統一して使用する。
 - ⑥ 明治元年 8 月の太政官布告で「諸国税法之義其土風ヲ篤ト不相弁新法相立候テハ人情ニ戻リ候間、先一兩年ハ旧慣ニ仍リ可申者苛法弊習又ハ無余儀事件有之候ハ、一応会計官ヘ伺之上処置可有之事」と、国税に関しては基本的に「旧慣」に

依ることとされた（大蔵省編『明治財政史』第5巻、36頁）。近世の村請制の延長線上で、明治維新後も国税の徴収は府県や郡区長等に任されていた。以後、明治11年の郡区町村編成法に伴い国税金領収順序が制定されるなど、地方制度の整備に伴う形で国税徴収の制度も整備されるようになった。

明治22年の市制町村制施行は再度、市町村と国税徴収との関係を整理する必要が生じたこと、さらに、国税徴収に関する独立の法令がなかったことから国税徴収法が制定された（同前書、75、108頁）。

なお、史料の引用に関しては常用漢字に改め、適宜句読点を付している。

- (7) 明治44年の第27回帝国議会衆議院で地租も交付金の対象とする国税徴収法改正案が出されたとき、政府委員の菅原通敬は「元来地租ト他ノ国税トハ大ニ其ノ趣ヲ異ニスルモノニシテ市町村カ義務トシテ地租ヲ徴収スルハ近年ニ始マリタルモノニアラス。古キ歴史ヲ有スルモノナリ。即チ地租以前ニ於テハ地租ハ国ノ正租ニシテ俗ニ御年貢ト称シ納税人自ラ之ヲ御上ニ持参シテ上納スヘキモノトセリ。今ノ市町村長即チ昔ノ庄屋又ハ村役人ハ納税者ヨリ地租ヲ集メ納税者ニ代リテ之ヲ御上ニ上納スベキモノニシテ、市町村ノ義務トシテ当然為スヘキモノナレハ政府ヨリ手数料其ノ他交付金ヲ受ケテ為スヘキ觀念ハ毫モアラサリキ、個ハ我国固有ノ美風ニシテ飽クマテモ尊重シ保持スヘキモノナリ、所得税營業税ノ如キハ、新ニ徴収ノ義務ヲ命シタルモノナレハ之ニ向ッテハ相当ノ交付金ヲ与フルコトトナリタルナリ、即チ地租ト他ノ国税トノ間ニハ大ニ沿革上ノ理由ヲ異ニス」と否定していた（東京大学出版会『帝国議会 衆議院委員会議録 65』平成元年8月23日、81頁）。
- (8) 交付金の使途については、大蔵省と内務省とで捉え方が異なっていた。大蔵省が、国税徴収経費に充てるほか納税奨励に使用することを求めているのに対し、内務省は、市町村に基本財産に組み込むことを指導していた（前掲牛米「日露戦後の納税奨励策」223頁参照）。
- (9) この際、大蔵省主税局長および内務省主税局長連名で、地方長官宛てに通牒（主秘第140号）が出されている。

「従来市区町村ノ徴収スル国税金ニ対シテハ、其ノ徴収費用トシテ相当ノ金額交付相成居候ニ就テハ、各市区町村ニ於テモ適宜徴税ニ関シ相当ノ方法ヲ講シ、納税者ノ利便ヲ図リ、滞納ノ弊ヲ生セシメサル様十分御留意相成居候事ト存候処、本年度ヨリハ地租ノ徴収ニ対シテモ其ノ千分ノ七ノ金額交付相成候義ニ付、各市区町村ハ之ニ依リテ而今一層直接間接ニ国税徴収ニ関シ努力可致様御配慮相煩シ度右及御通牒候也」

（仙台税務監督局『局報 例規 經理篇 徴収下』平19仙台259）。

- (10) 元田肇の提案理由（東京大学出版会『帝国議会 衆議院委員会議録65』平成元年8月23日、92頁）。
- (11) 実際の延滞金の率などは、勅令で定めることとされており、その見通しを尋ねられた政府委員菅原通敬の回答（前註同書、92頁）。
- (12) 大蔵省編『明治大正財政史』第2巻、102頁。
- (13) 前出の岩切は、大阪市が郵便振替納税を採用したことにより、納税場所が市内に約100か所に増えると算定。滞納防止の有効手段と捉えていた（大阪税務監督局『財務』第2号、明治42年、6頁）。
- (14) 大蔵省主税局と内務省地方局が、大正3年8月に地方長官に宛てた通牒（大正3年8月主秘第143号主税局地方局通牒）では、「市町村経済ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル為、市町村財政ノ状況ヲ斟酌シ基本財産ヲ蓄積セシムルノ要有之、曩ニ其標準条例ヲ示シ課税以外ノ収入即国库交付金ノ如キハ、可成基本財産蓄積ノ資ニ充テシムルコトニ及通牒置候処、市町村民ノ負担過重ナルカ又ハ市町村一般ニ対シ制限外課税ヲ為スカ若ハ臨時多額ノ負担ヲ為スカ如キ場合ニハ、交付金ヲ以テ先ツ負担軽減ノ資ニ充テシメラルル様相当措置相成度、尤モ此ノ場合ニ於テモ国库交付金ハ徴税上必要ナル各種施設方法ヲ講スルノ経費ニ先ツ以テ充當セシムルハ勿論ノ儀ニ有之候」と増額された市町村交付金の使途を国税徴収の経費（納税奨励も含む）にまず充てること、次いで市町村財政の基本財産への組み込みが予定されていた（丸亀税務監督局『局報 全』昭60高松28）。
- (15) 雑誌『税』第1巻第1号（大正12年）所収。「税務行政の方針 — 税務官吏並に納税者に対する希望 —」という記事だが、これは、黒田が税

務職員に宛てた講演を起こしたものである。

- (16) 講演の内容は、雑誌『税』第3巻第6号(大正14年)に収録されている。
- (17) 納税美談は、その名の通り納税に関する美談で、明治期から税務署長や学校長等が訓話をするために、全国の実例が局報等に収集報告されていた。納税美談には、子供等が苦心したことばかりではなく、地域の納税成績を向上させるために、寝食を忘れて滞納家庭を督励して回った郡長の話や、私費を投じて納税心得のパンフレットを作って配布した者の話など、「奇特」な実例も多く含まれていた。さまざまな実例を講演すること等で、納税意識の向上に役立てようとしたのである。この納税美談の中で、最も有名だったのが史料3の「孝子芳松」である。
- (18) 市税徴収事務に従事していた京都市上京区役所職員が目撃した話。不況のため収入が激減し、家賃は滞納がちで食事もお粥だけという貧しい人力車夫の家庭があった。しかし、その家庭は、何故か市税の人力車税だけは必ず納税しており、不思議に思った職員が人力車夫の妻に訳を訊ねたところ、妻は、貧しいながらもなんとか暮らしていけるのは、「御上様」と人力車のお陰であるのだから人力車税を納めるのは当然の事であり、人力車税を納めるために、毎日お粥を炊く際に米を一掴み取って保管しておき、一升貯まるたびに換金して納税に充てていると答えた。
- これに感動した職員は、別の滞納者たちを訪問する際に、この人力車夫の家庭の話を引き合いに出して滞納の不心得を説いて回ったところ、多くの滞納者が心を打たれ、納税貯金などを始めるようになったため、この職員が担当する地域の納税成績が良好となった、という話である。
- なお、この関西三大都市税務協会の懸賞の当選作品は、『納税標語・納税美談・納税劇筋書』として大阪税務監督局より昭和2年に出版された。
- (19) 『税』第5巻第4号(昭和2年)、1頁。なお、青木東京税務監督局長の講話にある話は、東京税務監督局管内である千葉県で13歳の少女が海岸で拾った貝殻を売って家の納税の足しにしたという実話であり、この講話が載った雑誌に「渚の花」というタイトルで掲載されている。
- (20) 現在管見の限りで確認できる最初期の県主催の納税週間の事例は、福岡県で昭和3年に実施さ

れたことである(久保太助『納税奨励の理論と実際』百道刊行社会、昭和8年)。しかし、これ以前でも府県主催の納税週間(デー)の開催の可能性は十分考えられ、御存知の方はご教示いただきたい。

- (21) 西條八十(明治25年～昭和45年)は、詩人としても活動し、「蘇州夜曲」や「青い山脈」「王将」などの作詞を手がけた事で有名。
- (22) 第69回帝国議会衆議院における政府委員中島弥団次の法案趣旨説明(東京大学出版会『帝国議会 衆議院議事速記録66』昭和59年7月、209頁)。
- (23) 直接国税についていえば、所得税が分類所得と総合所得の二本立てとなり、それまで所得税(第一種)とされていた法人所得に関して、独立した税目である法人税としたことなどのほか、地租や営業収益税が地方分与税とされたことなどが挙げられる。
- (24) 納税組合は、明治期より各地で設置されていたが、それは任意団体であった。相次ぐ増税や新税の創設により納税成績が悪化してきた中、納税者にとって納税を簡易化するとともに、国民貯蓄の増強をも目的として納税施設法は制定された。まず町内会や納税組合を「納税団体」と定め、国から助成金が交付されると同時に、国の管理下に置くとされた。また、納税団体が管理する納税資金は、納税準備預金もしくは郵便貯金をもってすることと定められた(大蔵省編『昭和財政史 第5巻』683～689頁)。この結果、納税団体数は再編成により減少したが、加盟人員数は増加した。
- (25) 税のない豚の国「ブーブー国」と税のある犬の国「ワンワン国」が隣り合っている世界が舞台で、ある日、ブーブー国で火事が起きるが、消防設備がないため危うく町が焼失するところを、隣のワンワン国から消防車が出動して助けてもらう。これを目撃したブーブー国の子供たちが税の大切さについて考えるというものである。
- (26) 当時の前尾繁三郎主税局長が雑誌『財政』にて昭和22年度の大規模税制改正について解説した「今回の根本的税制改正について」という記事では、「次に国税徴収法については、申告納税制度の採用に伴い、市町村徴収の規定を削除する」と説明している(大蔵財務協会『財政』昭和22年6月号、14頁)。